

政令第三百四十八号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条第二項の規定並びに関税暫定措置法（昭和三十一年法律第三十六号）第七条の八第一項、第八条の二第二項及び第八条の六第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「又は包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国間の協定（以下この号及び同項において「東南アジア諸国連合協定」という。）を「、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国間の協定（以下この号及び同項において「東南アジア諸国連合協定」という。）又は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（同項において「フィリピン協定」という。）」に改め、同条第四項の表に次のように加える。

九 フィリピン

フィリピン協定附属書二に定める事項

その証明に係る貨物を締約国から送り出

協定

した者

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第二条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一号を加える。

九 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定

第二十五条第二項第三号中「又は第六号」を「第六号又は第九号」に、「又は第一三号」を「第一三号又は第一一二号」に改める。

(経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正)

第三条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成十七年政令第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

五	フィリピン	(一) 関税率表第二七・一一号、第二七・一二号、第二七・一三号の二及び第二七・一四号の二の(二)に掲げる物品
---	-------	--------------------------------------------------------

-
-
-
- (二) 関税率表第八四・三号の一に掲げる物品のうち一個の重量が九グラム未満のもの（全形のもので皮を除いてないものに限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。）
- (三) 関税率表第一六一・号に掲げる物品
- (四) 関税率表第一六二・四一号の二及び第一六二・四九号の二の(二)に掲げる物品
- (五) 関税率表第一七一・一一号の一の(二)に掲げる物品のうち小売用の容器入りにしたもの（一個の正味重量が一キログラム以下のものに限る。）
- (六) 関税率表第一七三・一号の二に掲げる物品のうち飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）以外のもの
- (七) 関税率表第二一五・号の一に掲げる物品のうちアイスクリ
-

附
則

一
ム

この政令は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。